

福祉用具のレンタル の意義と課題



白澤 政和氏
大阪市立大学大学院
生活科学研究科 生活科学部
教授
〒558-8585
大阪市住吉区杉本3-3-138

個別援助計画作成・モニタリングをもとに

はじめに

介護保険制度では、主たる福祉用具は利用者に対して貸与（レンタル）する仕組みになっている。この制度を最初に日本で始めたのは、昭和58年に当時のフランスベッドメデイカルホームケア株式会社（現在のフランスベッド株式会社）池田茂社長の発想から始まったと聞いている。ある介護者から、「主人が亡くなったので、使っていた介護ベッドを引き取ってくれないか」との依頼がヒントであったという。介護者は、夫を亡くし、残されたこの大きな廃棄物の処理に困ったのであろう。

福祉用具のレンタル制度が介護保険制度にも採用された理由は、再利用ができ、環境面でのリサイクルが可能となることや、結果として財源的に安価になるのではなかとといったことが挙げられる。そのため、リサイクルする際には、個々の利用者に対して用具のメンテナンスを実施し、一方、返還された際の消毒等の処理が重要となってくる。

期しくも、韓国でも日本の介護保険制度を小型にした長期療養保険制度が、一昨年の7月から始まり、1年半が経とうとしているが、福祉用具のレンタル制度の意義が再評価されている。韓国では、長期療養保険制度ができる時の議論として、韓国国民はレンタル制度に馴染みが薄いことから、福祉用具については、購入制度とレンタル制度を併用して、自己選択できる仕組みをとってきた。ところが、2年目となる今年の7月より、介護ベッドや車いすの購入制度が廃止され、日本同様のレンタル制度のみになることになっていく。その理由は、利用者が購入した介護ベッドや車いすを業者にバックし、お金を得るといった輩がいることからであるとい

レンタル制度の意義

レンタル制度の意義は、肯定的な側面からみて、単にリサイクルの観点からだけではない。この制度の最も重要な意義は、利用者のニーズの変化に円滑に対応できることにある。

利用者である要介護・支援者は身体機能状況を含めて生活状態の変化が激しい。そのため、身体機能状況やそこで生じる生活状況の変化に合わせて、円滑に福祉用具を変更したり、活用方法を修正していくことが必要になってくる。

福祉用具の購入制度になれば、利用者・介護者の心身の状況や住環境を含む社会的状況が変化し、利用者のニーズが変化した場合に、今まで使っていた福祉用具を廃棄し、新たな福祉用具を購入することになりかねない。ところが、レンタルであれば、利用者のニーズに合わせて、新たな福祉用

具に円滑に取り換えることが可能となる。さらに、レンタル制度であれば、利用者に継続して関わることになり、モニタリングの機能を果たすことができ、福祉用具は利用者にとって「物」というよりは「サービス」として位置付けることができる。

介護保険制度でのレンタル制度のあるべき仕組み

介護保険制度では、ケアマネジャーが中核になり、利用者と一緒にケアプランを作成する。そしてこのケアプランに合わせて、個々の介護サービス事業者はそれぞれ具体的にサービスを提供していくことになる。そのため、ケアプランが変更になれば、個々の介護サービス事業者も訪問介護やデイサービスの内容を変化させていくことになる。当然、福祉用具専門相談員が関わり提供している福祉用具も変化していく。この変化には用具の新たな採用、変更、用具の活用方法の変更等があるが、こうした変化に円滑に対応していくためには、介護用具の利

用者への提供方法はレンタル制度が最適であるといえる。

福祉用具専門相談員の役割

「レンタル制度であれば、利用者のニーズの変化に円滑に対応でき、適切な福祉用具が活用できる」ということを机上の理論で終わらせず実現していくためには、福祉用具専門相談員には、2つの役割を遂行していくことが課せられる。それらは、他の介護サービス事業者同様に、①個別援助計画を作成すること。そして、それを実施しながら、②継続的にモニタリング機能を果たしていくことである。このことにより、「レンタル制度であれば、利用者のニーズの変化に円滑に対応でき、適切な福祉用具が活用できる」という考えが実際に推進される。同時に、福祉用具レンタル事業者は他の介護サービス事業者と同様な機能を果たすことができ、チームアプローチの一端を担うことができる。

そのような適切な福祉用具の活用に必要なのである。福祉用具専門相談員が実施する個別援助計画の

作成・実施とモニタリングのあり方について示してみる。

個別援助計画の作成・実施

介護保険制度では、ケアマネジャーのケアプランと連動して、個々の介護サービス事業者が個別援助計画を作成することになる。これを図示すると、図1のようになると、図1の結果、ケアマネジャーのケアプランと、それぞれの介護サービス事業者の個別援助計画とが連動し、業務の連携が推進されてきた。ケアマネジャーのケアプランが変化することで、それぞれの個別援助計画の内容も変化し、また反対にある介護サービス事業者の個別援助計画内容が変更されれば、ケアマネジャーのケアプランや他のサービス事業者の個別援助計画が変更

されていくことにもなり、相互連携が確立する。ここに、利用者を中心に据えた、ケアマネジャーと介護サービス事業者のチームアプローチが推進されるのである。この個別援助計画書は、訪問介

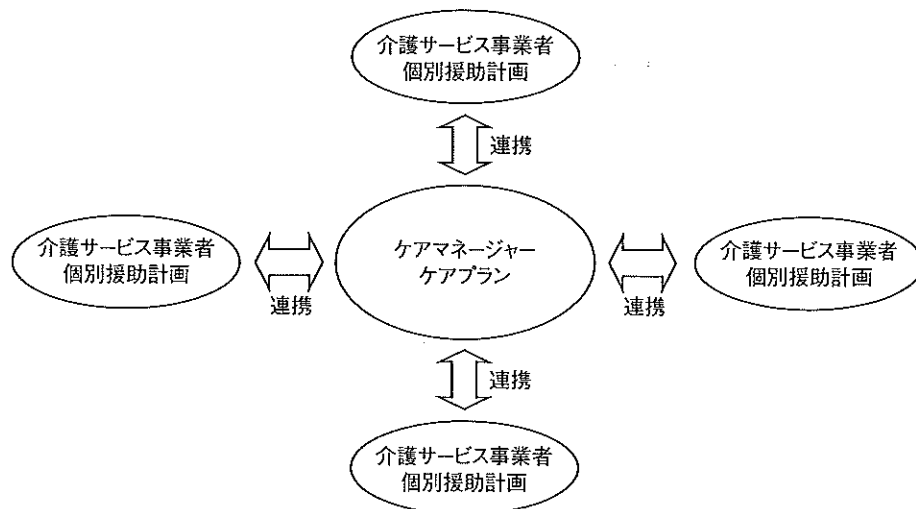


図1 ケアマネジャーのケアプランと個別援助計画の関係

護の場合には「訪問介護計画書」、通所介護であれば、「通所介護計画書」、訪問看護であれば、「訪問看護計画書」と呼ばれている。しかし、現在の介護保険制度では、訪問入浴サービス、住宅改修サービス、福祉用具レンタル・購入サービスについては、こうした個別援助計画の作成が義務化されていない。

訪問入浴サービスについては、既にシルバーサービス振興会とデベロ老人福祉研究会編で『改訂訪問入浴介護サービス従事者研修用テキスト―訪問入浴介護の理論と実際』（中央法規出版）が刊行され、その中に訪問入浴サービスでの個別援助計画の作成用紙が開発されている。また、訪問入浴の「介護サービス情報の公表制度」では、調査情報項目において、個別援助計画作成の有無が項目として入っており、義務化はされていないが、実質個別援助計画作成が進められてきている。

ーズに配慮、レンタルの意義を確認・推進していく必要がある。そのため全国福祉用具専門相談員協会では、先駆的に計画を作成・実施している多くの専門相談員の意向を取り入れ、「福祉用具個別援助計画書」を開発した（表1）。

福祉用具専門相談員は、利用者支援するチームの一員として、単に福祉用具を搬送しているだけでなく、より適切な福祉用具を選択できるよう支援し、他のチームメンバーに、自らが実施している業務内容を理解してもらった時、時には本人や家族の状況についての情報をケアマネジャーに伝えたりすることが大切である。そのためにも個別援助計画を作成し、モニタリングの結果を踏まえ、その計画を、ケアマネジャーにフィードバックをしながら、福祉用具個別援助計画書を修正していくことが重要である。

体・心理・社会状況を詳しくアセスメントし、より利用者に適した、かつ利用者の好みも考慮した車イス品目の提供を行う。さらに福祉用具専門相談員には、必要に応じて随時、家庭訪問することが義務付けられているが、その際に確認した利用者ニーズの変化を受けとめ、それに合わせて使う福祉用具の変更や、今まで活用してきた福祉用具の機能や使い方の変更を提案しなければならない。こうしたことを福祉用具専門相談員が行うためには、「福祉用具個別援助計画書」を作成し、実施していくことが必要不可欠である。

個別援助計画書に福祉用具の変更内容などを記述することに より、サービス担当者会議などの場で、他の専門職と対等に双方向の情報交換が可能となり、お互いの役割分担を確認し、個々の利用者を支えるチームメンバーの一人として活動することができるのである。利用者がなぜこの福祉用具を使うのか、なぜ福祉用具を変更したのかを理解し、初回だけに限らず、毎回のモニタリングにおい

て、単なる福祉用具のメンテナンスに留まらず、利用者の状況を正しくアセスメントし、個別援助計画書を作成することによって、より良い福祉用具サービスの提供を実現していくことになる。福祉用具専門相談員は、福祉用具の「運び屋」ではなく、利用者のニーズに合わせて対応するサービス提供者の一員なのである。

またこのことは、保険者が監査を行う際に、十分なデータを提示することができ、より適切な監査・指導を実施することが可能になる。

福祉用具専門相談員は、是非本稿を参考にして、福祉用具個別援助計画書を作成して頂き、管理者はそうした活動を促進・支援して頂くようお願いしている。

福祉用具専門相談員の モニタリング

前項でも少し触れたが、福祉用具専門相談員において、必要な活動のひとつとして個別援助計画用紙をもとにしたモニタリングがあ

表1

福祉用具個別援助計画書(基本情報)						福祉用具個別援助計画書(利用計画)					
フリガナ <input type="checkbox"/> 作成日 <input type="checkbox"/> 作成者						作成日 作成者					
性別 生年月日 年齢 要介護歴 設定期間						福祉用具利用目標					
M.T.S. 年月日						ケアプランの目標に即って、福祉用具としての利用目標を記載。利用期間は適宜必要に応じて					
住所 支店所属 西暦でも番号でも記載は自由 TEL											
■ご相談内容 相談者											
相談日											
■ケアマネジャーとの関係性 ケアマネジャーとの関係性											
該当するものを○はまたは■に塗りつぶす											
身体状況 身長 <input type="checkbox"/> cm 体重 <input type="checkbox"/> kg 腰廻り <input type="checkbox"/> cm 足さじ上げ <input type="checkbox"/> cm 立上がり <input type="checkbox"/> cm 歩行 <input type="checkbox"/> cm 移動 <input type="checkbox"/> cm						介護環境 家族構成 主介護者 利用している福祉用具 制限 疾病 障害 介護日 介護の負担					
身体状況 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> K <input type="checkbox"/> 腰 <input type="checkbox"/> 足 <input type="checkbox"/> 立 <input type="checkbox"/> 歩 <input type="checkbox"/> 移 <input type="checkbox"/> 座 <input type="checkbox"/> 移						家庭に属する主に福祉用具を使う可能性のある人(ヘルパーも含む) 現在利用しているもの 服装状況など					
自由記載 気付いたADLの情報、例えば目によって、時間によって、できることできない等						選定理由 利用目標を達成するために具体的な機種を選定する。その選定理由を記載する。					
自由記載 ケアプランを記載						選定理由 利用目標を達成するために具体的な機種を選定する。その選定理由を記載する。					
自由記載 自由記載						選定理由 利用目標を達成するために具体的な機種を選定する。その選定理由を記載する。					
自由記載 自由記載						選定理由 利用目標を達成するために具体的な機種を選定する。その選定理由を記載する。					
自由記載 自由記載						選定理由 利用目標を達成するために具体的な機種を選定する。その選定理由を記載する。					
自由記載 自由記載						選定理由 利用目標を達成するために具体的な機種を選定する。その選定理由を記載する。					
自由記載 自由記載						選定理由 利用目標を達成するために具体的な機種を選定する。その選定理由を記載する。					
自由記載 自由記載						選定理由 利用目標を達成するために具体的な機種を選定する。その選定理由を記載する。					
自由記載 自由記載						選定理由 利用目標を達成するために具体的な機種を選定する。その選定理由を記載する。					

切り取って「本人・ご家族に「利用計画」のみ渡しても可

レンタルサービスとして本表行われるもの

必要に応じて記載

特に留意点が必要な項目に□または■に塗りつぶす

ケアプランを記載

気付いたADLの情報、例えば目によって、時間によって、できることできない等

服装状況など

生活に必要とすべき課題(ニーズ)

福祉用具の利用に関して、目的、理由、留意点を記載した利用計画書になるもの

ケアプランの目標に即って、福祉用具としての利用目標を記載。利用期間は適宜必要に応じて

選定福祉用具(レンタル・販売) 品目 単位数 機種 (型式)

選定理由
 利用目標を達成するために具体的な機種を選定する。その選定理由を記載する。

レンタルサービスとして本表行われるもの

選定福祉用具購入(予定)

福祉用具取扱い説明
 福祉用具レンタルのサービス
 福祉用具フィッシング (適合状況説明)
 福祉用具利用状況確認(訪問・電話・自來配画 等)
 福祉用具定期点検・メンテナンス
 サービス担当者会議
 状態変化時の機種交換(再アセスメント)
 入院・入所・必要箇所等の福祉用具回収、搬出
 相談
 緊急時対応

留意点
 ご利用者、ご家族が感ずる通りに機器は使わない
 ※記載例
 ・操作説明はご家族だけでなく、普段使われるヘルパーさんにご理解いただけるようにする
 ・ベッド側は、ご本人が退院した時点で改めて検討する

以上、福祉用具個別援助計画書に基づき、サービス提供を行います。

ご本人・ご家族への説明・同意 年 月 日 同意署名
 法人・事業所 (各法人・事業所において本表式に加筆修正して使用する場合は、全国福祉用具専門相談支援センターの文字は削除して使用)) 営業所 担当者 ()
 TEL: FAX:
 住所:

表2

管理番号:00000

ふくせんモニタリングシート (訪問確認書)		実施日		月	日	AM	PM	<input type="checkbox"/> 訪問	<input type="checkbox"/> 電話
		前回実施日		年	月	日			
		お話し合った人		<input type="checkbox"/> ご本人 <input type="checkbox"/> ご家族 <input type="checkbox"/> その他()					
		作成者							
		次回予定日		年	月	日			
フリガナ				住所		TEL			
利用者氏名				要介護度	認定期間	~			
利用目標									
利用福祉用具(品目) 機種(形式)	利用開始日	使用状況 の問題	点検	点検 結果	備 考				
1		<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり					
2		<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり					
3		<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり					
4		<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり					
5		<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり					
6		<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり					
身体状況の変化	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 悪化			生活状況の変化	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 悪化				
お気持ちの変化	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり			ご家族の状況の変化	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 悪化				
ご利用者・ご家族への聞き取り									
使用中に困ったこと	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり								
使いにくさ	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 一部あり <input type="checkbox"/> あり								
満足度	<input type="checkbox"/> 満足 <input type="checkbox"/> どちらとも言えない <input type="checkbox"/> 不満足								
ご利用者・ご家族 の希望(自由記載)									
目標達成度	<input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成								
今後の方針	(再説明、再アセスメント、調整、修理交換、変更提案)				利用福祉用具の見 直しの必要性	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり			

管理番号:00000

専門相談員による総合確認の結果(自由記載)	以上、利用後の <input type="checkbox"/> 訪問確認 <input type="checkbox"/> 電話確認 をいたしました _____ 年 月 日
	事業所: _____
	作成者: _____
	住 所: _____
	連絡先: _____

る。モニタリングとは、定期的に、時には緊急時に、利用者の自宅に

赴き、福祉用具の利用状況を認識し、適切に福祉用具が活用されているかを点検・確認することである。それは、単に福祉用具のメ

イテナンスだけではなく。利用者・介護者の身体機能状況や心理状況が変化していないかを確認し、利用者のニーズに変化があれば、ケアマネジャーに連絡をし、

使う福祉用具の変更や、あるいは今まで活用してきた福祉用具の機能や使い方の変更を検討することである。

そしてこの情報は、ケアマネジャーやサービス担当者会議を介して、他のサービス事業者にも伝えられ、その結果、利用者や家族の変化に合わせた最適なサービス内容に変更され、チームケアが継続されていくことになる。

そのため、全国福祉用具専門相談員協会では、本年の4月15日にモニタリングシート（試行版）を公表し、その普及を図っていくことになった。表2がその内容である。

現在、福祉用具専門相談員の要件とはいかなるものなのか。福祉用具専門相談員になるためには、国が定めた「福祉用具専門相談員研修」という一定の研修を受けることが課せられている。指定された研修機関で、40時間の研修受講が必要要件なのである。

福祉用具専門相談員の職能団体の意義

しかしながら、この資格を得るための研修だけでは、より適切な個別援助計画が作成され、利用者にとってより適切な福祉用具がリスクなく活用されるには十分でない。

利用者ニーズに適切に 대응する福祉用具サービスの実現のためには、福祉用具専門相談員はより専門性を高め、継続的な研修を受け、自己研鑽していくことが不可欠である。現在、福祉用具専門相談員においては、全国福祉用具専門相談員協会が創設され、山下一平会長（ヤマジタコーポレーション社長）の熱意のもとで、活動を行っている。このような組織に多くの福祉用具専門相談員が参加

され、専門性を高めていくことを願うものである。さらに、財テクノエイド協会が実施している福祉用具専門相談員として2年以上業務に従事している者の福祉用具プランナー研修も含めて、継続的に研修を受けることで、キャリアを高めていくことが求められる。

現在、法的には福祉用具のレンタルについては、個別援助計画の作成は義務付けられていない。しかしながら、「介護サービス情報の公表制度」の情報項目の中で、「利用者ごとに、身体状況、介護状況及び生活環境の記録を管理している」こと、および「利用者ごとの福祉用具の必要性について、6か月に1回以上、介護支援専門員（介護予防支援事業所等）と相談している」ことが明記されている。これらの項目を高い水準で遂行していくためには、個別援助計画作成を作成・実施し、モニタリングを進めることが最も重要であるといえる。こうした用紙の今後の普及拡大に期待したい。

現在、法的には福祉用具のレンタルについては、個別援助計画の作成は義務付けられていない。しかしながら、「介護サービス情報の公表制度」の情報項目の中で、「利用者ごとに、身体状況、介護状況及び生活環境の記録を管理している」こと、および「利用者ごとの福祉用具の必要性について、6か月に1回以上、介護支援専門員（介護予防支援事業所等）と相談している」ことが明記されている。これらの項目を高い水準で遂行していくためには、個別援助計画作成を作成・実施し、モニタリングを進めることが最も重要であるといえる。こうした用紙の今後の普及拡大に期待したい。

現在、法的には福祉用具のレンタルについては、個別援助計画の作成は義務付けられていない。しかしながら、「介護サービス情報の公表制度」の情報項目の中で、「利用者ごとに、身体状況、介護状況及び生活環境の記録を管理している」こと、および「利用者ごとの福祉用具の必要性について、6か月に1回以上、介護支援専門員（介護予防支援事業所等）と相談している」ことが明記されている。これらの項目を高い水準で遂行していくためには、個別援助計画作成を作成・実施し、モニタリングを進めることが最も重要であるといえる。こうした用紙の今後の普及拡大に期待したい。

現在、法的には福祉用具のレンタルについては、個別援助計画の作成は義務付けられていない。しかしながら、「介護サービス情報の公表制度」の情報項目の中で、「利用者ごとに、身体状況、介護状況及び生活環境の記録を管理している」こと、および「利用者ごとの福祉用具の必要性について、6か月に1回以上、介護支援専門員（介護予防支援事業所等）と相談している」ことが明記されている。これらの項目を高い水準で遂行していくためには、個別援助計画作成を作成・実施し、モニタリングを進めることが最も重要であるといえる。こうした用紙の今後の普及拡大に期待したい。

現在、法的には福祉用具のレンタルについては、個別援助計画の作成は義務付けられていない。しかしながら、「介護サービス情報の公表制度」の情報項目の中で、「利用者ごとに、身体状況、介護状況及び生活環境の記録を管理している」こと、および「利用者ごとの福祉用具の必要性について、6か月に1回以上、介護支援専門員（介護予防支援事業所等）と相談している」ことが明記されている。これらの項目を高い水準で遂行していくためには、個別援助計画作成を作成・実施し、モニタリングを進めることが最も重要であるといえる。こうした用紙の今後の普及拡大に期待したい。

現在、法的には福祉用具のレンタルについては、個別援助計画の作成は義務付けられていない。しかしながら、「介護サービス情報の公表制度」の情報項目の中で、「利用者ごとに、身体状況、介護状況及び生活環境の記録を管理している」こと、および「利用者ごとの福祉用具の必要性について、6か月に1回以上、介護支援専門員（介護予防支援事業所等）と相談している」ことが明記されている。これらの項目を高い水準で遂行していくためには、個別援助計画作成を作成・実施し、モニタリングを進めることが最も重要であるといえる。こうした用紙の今後の普及拡大に期待したい。

現在、法的には福祉用具のレンタルについては、個別援助計画の作成は義務付けられていない。しかしながら、「介護サービス情報の公表制度」の情報項目の中で、「利用者ごとに、身体状況、介護状況及び生活環境の記録を管理している」こと、および「利用者ごとの福祉用具の必要性について、6か月に1回以上、介護支援専門員（介護予防支援事業所等）と相談している」ことが明記されている。これらの項目を高い水準で遂行していくためには、個別援助計画作成を作成・実施し、モニタリングを進めることが最も重要であるといえる。こうした用紙の今後の普及拡大に期待したい。

まとめ

現在、法的には福祉用具のレンタルについては、個別援助計画の作成は義務付けられていない。しかしながら、「介護サービス情報の公表制度」の情報項目の中で、「利用者ごとに、身体状況、介護状況及び生活環境の記録を管理している」こと、および「利用者ごとの福祉用具の必要性について、6か月に1回以上、介護支援専門員（介護予防支援事業所等）と相談している」ことが明記されている。これらの項目を高い水準で遂行していくためには、個別援助計画作成を作成・実施し、モニタリングを進めることが最も重要であるといえる。こうした用紙の今後の普及拡大に期待したい。

現在、法的には福祉用具のレンタルについては、個別援助計画の作成は義務付けられていない。しかしながら、「介護サービス情報の公表制度」の情報項目の中で、「利用者ごとに、身体状況、介護状況及び生活環境の記録を管理している」こと、および「利用者ごとの福祉用具の必要性について、6か月に1回以上、介護支援専門員（介護予防支援事業所等）と相談している」ことが明記されている。これらの項目を高い水準で遂行していくためには、個別援助計画作成を作成・実施し、モニタリングを進めることが最も重要であるといえる。こうした用紙の今後の普及拡大に期待したい。

現在、法的には福祉用具のレンタルについては、個別援助計画の作成は義務付けられていない。しかしながら、「介護サービス情報の公表制度」の情報項目の中で、「利用者ごとに、身体状況、介護状況及び生活環境の記録を管理している」こと、および「利用者ごとの福祉用具の必要性について、6か月に1回以上、介護支援専門員（介護予防支援事業所等）と相談している」ことが明記されている。これらの項目を高い水準で遂行していくためには、個別援助計画作成を作成・実施し、モニタリングを進めることが最も重要であるといえる。こうした用紙の今後の普及拡大に期待したい。

現在、法的には福祉用具のレンタルについては、個別援助計画の作成は義務付けられていない。しかしながら、「介護サービス情報の公表制度」の情報項目の中で、「利用者ごとに、身体状況、介護状況及び生活環境の記録を管理している」こと、および「利用者ごとの福祉用具の必要性について、6か月に1回以上、介護支援専門員（介護予防支援事業所等）と相談している」ことが明記されている。これらの項目を高い水準で遂行していくためには、個別援助計画作成を作成・実施し、モニタリングを進めることが最も重要であるといえる。こうした用紙の今後の普及拡大に期待したい。

現在、法的には福祉用具のレンタルについては、個別援助計画の作成は義務付けられていない。しかしながら、「介護サービス情報の公表制度」の情報項目の中で、「利用者ごとに、身体状況、介護状況及び生活環境の記録を管理している」こと、および「利用者ごとの福祉用具の必要性について、6か月に1回以上、介護支援専門員（介護予防支援事業所等）と相談している」ことが明記されている。これらの項目を高い水準で遂行していくためには、個別援助計画作成を作成・実施し、モニタリングを進めることが最も重要であるといえる。こうした用紙の今後の普及拡大に期待したい。

現在、法的には福祉用具のレンタルについては、個別援助計画の作成は義務付けられていない。しかしながら、「介護サービス情報の公表制度」の情報項目の中で、「利用者ごとに、身体状況、介護状況及び生活環境の記録を管理している」こと、および「利用者ごとの福祉用具の必要性について、6か月に1回以上、介護支援専門員（介護予防支援事業所等）と相談している」ことが明記されている。これらの項目を高い水準で遂行していくためには、個別援助計画作成を作成・実施し、モニタリングを進めることが最も重要であるといえる。こうした用紙の今後の普及拡大に期待したい。

現在、法的には福祉用具のレンタルについては、個別援助計画の作成は義務付けられていない。しかしながら、「介護サービス情報の公表制度」の情報項目の中で、「利用者ごとに、身体状況、介護状況及び生活環境の記録を管理している」こと、および「利用者ごとの福祉用具の必要性について、6か月に1回以上、介護支援専門員（介護予防支援事業所等）と相談している」ことが明記されている。これらの項目を高い水準で遂行していくためには、個別援助計画作成を作成・実施し、モニタリングを進めることが最も重要であるといえる。こうした用紙の今後の普及拡大に期待したい。

執筆者

白澤 政和

大阪市立大学大学院生活科学研究科 教授

社会学博士

1994年 大阪市立大学生活科学部人間福祉学科 教授

2000年 大阪市立大学大学院生活科学研究科教授

2003年から2007年まで 大阪市立大学大学院生活科学学部長兼務

学術研究科研究科長（学部長兼務）

△主要著書

「災害時に求められるケアマネジャーの役割」『介護支援専門員』7巻、6号（2005）

「介護保険制度の新たな展開」『日本在宅ケア学会誌』Vol. No.2（2005）

「ストレングスマデルにもとづく介護予防ケアマネジメント理論と実際」（編著）中央法規出版（2007）

「ストレングスマデルのケアプラン」（編著）ミネルヴァ書房（2009）

その他 介護保険、保健・医療・福祉の連携、ケアマネジメントに関する著書・論文多数

△賞罰

吉村仁賞受賞（ケースマネージメントの理論と実際）中央法規出版により

福武直賞受賞（ケースマネージメントの理論と実際）中央法規出版により

△役職・社会的活動

日本学術会議会員、㈱日本社会福祉士養成校協会会長、日本在宅ケア学会理事長、日本社会福祉学会副会長、日本老年社会科学研究会理事、日本認知症ケア学会理事、日本ケアマネジメント学会理事、日本介護福祉学会副会長、㈱日本社会福祉士会理事、㈱日本社会福祉教育学校連盟理事、大阪府社会福祉審議会老人福祉部会委員、大阪府社会福祉審議会会長代理、堺市社会福祉審議会会長、全国訪問看護事業者協会理事

日本で最初にケアマネジメントに関する論文や著書を書き、日本の土壌でのケアマネジメントを提唱し、日本の土壌でのケアマネジメントの構築に貢献した。在宅介護支援センターの創設や介護保険での介護支援専門員の創設に関わってきた。最近では、ストレングスマデルを当てたケアマネジメントの方法やその有効性についての研究を焦点にしている。